

既設井戸の諸元および井戸の使用条件について

事業の提案において敷地内の既設井戸を使用する場合は、次の条件を定めるものとしこれを遵守する。ただし、「2. 工事期間中を含めた静岡大学への送水の確保」については、井戸の使用の有無にかかわらず適用する。

1. 既設井戸の諸元

- (1) 原則として、井戸の拡幅や掘り直しなどの既設井戸の改変は行わないものとする。
- (2) 仕様は、次のとおりである。不明な点は現場にて確認のこと。

側管深：12m

側管径：400mm

ストレーナ：2-7(1)

ポンプ

断面積：50mm

口径：80Φ

出力：5.5kw

能力：0.8m³/min

揚程：38m

届出：最大日採取量 300m³/日

年間平均日採取量 90m³/日

(参考)朝比奈川沿いの約200m上流に上水道旧高田水源があり、年間平均採取量850m³/日(8時間/日)の実績がある。

2. 工事期間中を含めた静岡大学への送水の確保

- (1) 工事期間および運営期間中において、静岡大学への送水を継続すること。配管切り替え等で断水する場合は、予め静岡大学と協議し条件について合意すること。
- (2) 工事の進捗に伴う配管切り替え工事は、建設工事請負契約の中に含めるものとする。

3. 供給計画

- (1) 年間平均日採取量以内での揚水とするが、揚水試験等により届出水量の変更は可能である。
- (2) 仮に井戸の揚水量が低下した場合は、静岡大学への供給を優先とする。
- (3) 供給に必要な沈砂槽や受水槽等は、事業者において用意する(静岡大学敷地内の2次側受水槽を除く)。
- (4) 供給に際して、実施設計段階において配管の系統図を提出し、組合の承諾を得ること。井戸からの分岐配管については、送水管で静岡大学に分岐する計画と一旦工場の受水槽を経由して静岡大学に供給する計画のいずれも可とする。

4. 設備の維持管理

- (1) 井戸を使用する場合は、井戸、ポンプ、水槽、配管の維持管理（静岡大学敷地内の2次側受水槽を除く）も建設事業及び運営事業の範囲とする。
- (2) 既設のポンプ、配管を転用することは可能であるが、転用に係るコストや更新コストは事業者の費用負担により実施すること。
- (3) 既設のポンプを除却し新たにポンプを設置する場合は、予め組合と協議し合意すること。また除却およびポンプ設置にかかる費用は事業者の費用負担により実施すること。
- (4) 揚水ポンプの駆動電力は、(仮称)クリーンセンターより供給するものとし、静岡大学への送水分を含めその費用は運営事業費に含む（自家発電による電力を使用することも可）ものとする。
- (5) 焼却施設の法定点検等で送水を停止する場合は、予めその予定を静岡大学と協議し合意すること。
- (6) 供給に際し、新たにポンプ建屋等を整備する場合は、既存のポンプ建屋の解体を含め建設工事請負契約の中に含めるものとする。
- (7) 維持管理に際し、静岡大学の敷地内に立ち入る必要が生じる場合は、予め静岡大学の了解を得ること。

5. 用水使用料等

- (1) (仮称)クリーンセンターにおいて井戸を使用する場合の用水は無償供与とする。
- (2) 井戸は、組合が事業者に対し無償で貸与する。
- (3) 組合は井戸の揚水量低下、井戸枯れ等のリスクに責任を負わないものとする。

6. その他

- (1) 具体的な仕様については、事業者の提案に基づき実施設計段階において組合ならびに静岡大学と協議して決定する。
- (2) 静岡大学の用水使用量は過年度実績において27m³/日程度であるが、具体的な使用量は年間平均日採取量以内での揚水とするが、揚水試験等により届出水量の変更は可能である。
- (3) 事業者は、井戸の使用に起因するトラブル（地盤沈下等）が生じた場合は、真摯に対応すること。
- (4) 事業者が敷地内に新たに井戸を掘削する提案とする場合は、静岡大学にかかる箇所以外を適用範囲とする。
- (5) 事業者は、井戸の使用に際し、必要な連絡体制（組合や静岡大学への緊急連絡体制等）を確保すること。

以上